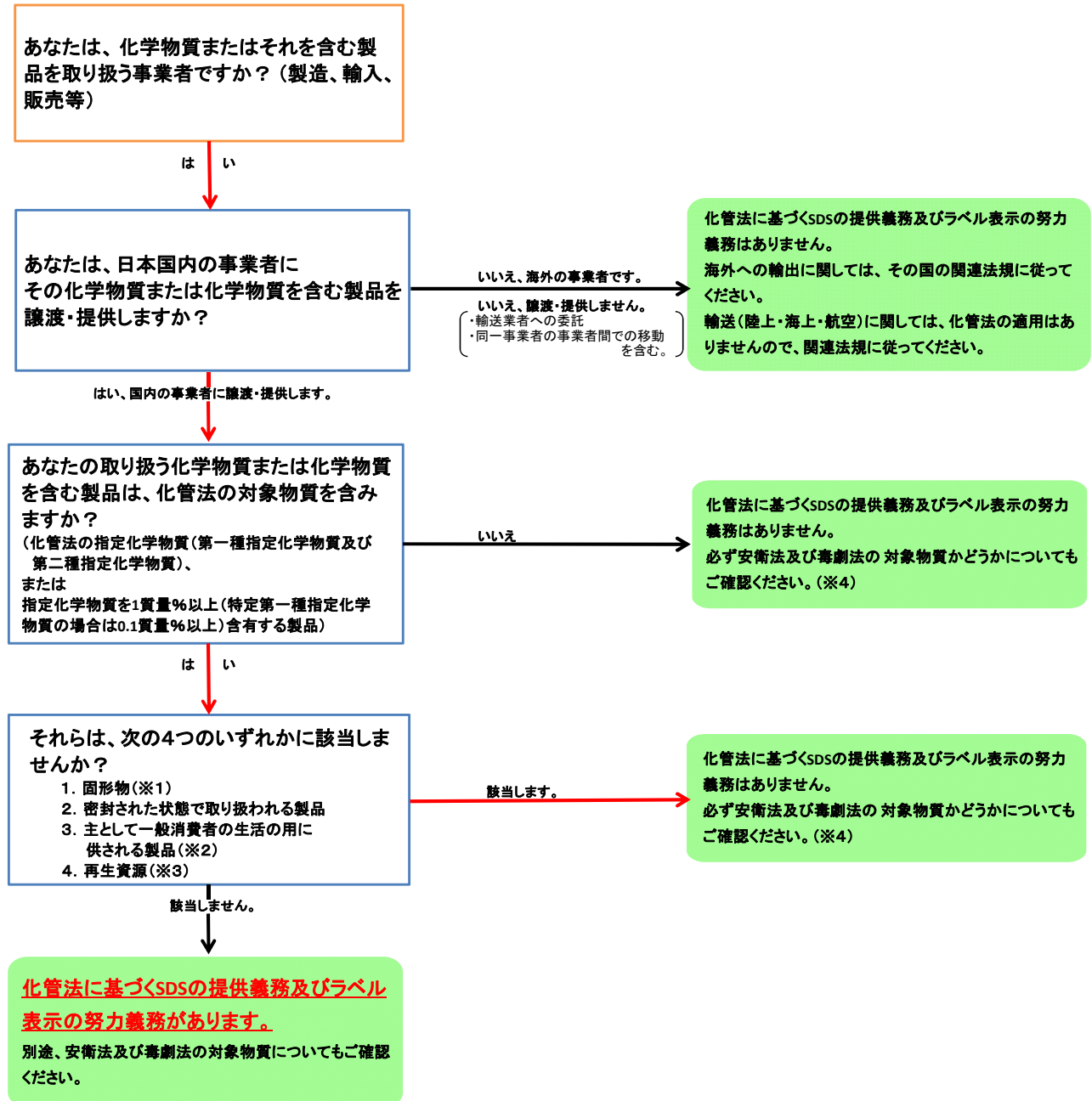


○化管法に基づくSDS制度対象事業者 判定フロー

日本国内におけるSDS制度(SDSの提供及びラベル表示による情報伝達)については、現在、化管法の他にも厚生労働省が所管する「労働安全衛生法(安衛法)」及び「毒物及び劇物取締法(毒劇法)」において規定されています。以下では、化管法に基づくチェック・フローを表していますので、必要であれば、別途安衛法及び毒劇法についてもご確認ください。また、化管法の第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品については、PRTR届出が必要な場合がありますので、PRTRパンフレット6ページの判定をご確認ください。

PRTRパンフレット URL: http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/files/PRTR_2012_panph.pdf



- ※1：固形物とは、「事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品」です。事業者の取扱いの過程において、熔融などの加工又は切断・研磨等を行って切削屑などが発生するような製品の場合には、化管法上、SDSの提供義務及びラベルによる表示の努力義務の対象となります。
- ※2：専ら家庭生活に使用されるものとして、容器などに包装された状態で流通し、かつ、小売店等で主として一般消費者を対象に販売されているものを指します。ただし、専ら業務用として事業者向けに販売していることが明らかな場合、化管法上、SDSの提供義務及びラベル表示の努力義務の対象となります。
- ※3：再生資源に該当するか否かについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第2条第4項（再生資源の定義）をご確認ください。
- ※4：化管法は、任意のSDS提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係でSDSを提供する場合には、SDSの提供等は取引先の事業者とご相談ください。